

令和6年(2024年)8月27日

『高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 再編・整備計画』における
「再編に関する基準等」の再検討について (案)

高校再編推進室

1 検討の場について

- (1) 県教育委員会事務局、高等学校校長会、中学校校長会で論点を整理し原案を作成
- (2) 外部の有識者及び各団体(市町村会、市町村教育委員会、保護者、教職員、産業界)に対して原案を提示し、各団体内で議論いただく
- (3) 有識者及び各団体の代表者に参集いただき、対面またはオンライン(ハイブリッド)による検討会議(仮称)を公開で開催し、意見を聴取する ※オンライン同時配信
- (4) 外部との意見交換を踏まえた修正案についてパブリックコメントを求める
※中学校、高等学校にも依頼し、中学生、高校生の意見も合わせて求める

2 今後の進め方

「特色ある県立高校づくり懇談会」のまとめを受けた教育委員会方針との整合性を図るため、方針の公表後から原案作成に入る

- ① 県教育委員会事務局、高等学校校長会、中学校校長会で論点を整理し、原案を作成
外部に対して協力依頼
- ② 外部に対し原案提示
- ③ **第1回検討会議(仮称)開催**(有識者及び各団体代表者参集、公開で開催)
有識者、市町村、市町村教委、保護者、教職員、産業界から意見聴取
- ④ 第1回検討会議の結果を踏まえ、修正案を教育委員会定例会に提案
パブリックコメント実施
- ⑤ パブリックコメント集約
- ⑥ **第2回検討会議(仮称)開催**(有識者及び各団体代表者参集、公開で開催)
パブリックコメントを含めた最終案を提示し意見交換
- ⑦ 教育委員会定例会に「再編に関する基準等について(改訂版)」を提案
- ⑧ 「再編に関する基準等について(改訂版)」を公表

令和8年度からの適用を目指す

※現在進行中の「再編・整備計画」及び「特色ある県立高校づくり懇談会まとめ」との整合性に留意しながら慎重に進めていく

『高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 再編・整備計画』における
「再編に関する基準等」の再検討について

高校再編推進室

令和5年度を初年度として適用することとしている「再編に関する基準等」について再検討することとする。このことに伴い、令和6年度以降、本基準の適用を一定期間留保する。

「再編に関する基準等」策定の考え方

- ・平成29年策定の「学びの改革 基本構想」では、「中山間地が多く、県土が広い本県の地理的特性を考え、市街地にも中山間地にも高校が存立し、それぞれの高校の特徴を活かして『新たな社会を創造する力』を育むことが望ましいと考える」とした
- ・その上で、このような立地の特性を活かした高校づくりを進めるために、「都市部存立校」は一定の規模が維持できるように、また「中山間地存立校」は可能な限り存続できるように、都市部と中山間地で異なる基準を設けることとした

提案に至った理由

- ・ICTの活用による遠隔授業や合同授業など、学び方が多様になってきていること
- ・想定を上回る少子化の進行や通信制高校を選択する生徒の増加等により、中学校卒業生総数に占める公立全日制高校進学者の割合が減少傾向にあること
- ・これらの状況から、再編基準をそのまま継続して適用していくことの妥当性に対して県教育委員会として課題意識を持つに至ったこと
- ・今年度5回にわたり開催した「特色ある県立高校づくり懇談会」の場において、構成員から、「一学校主義を超え、例えば県境校や小規模校ではオンラインを活用するなどしてネットワーク化を図るのはどうか」、「想定以上に進んでいる少子化の中で、現行の再編基準がこの形で本当にいいのか検討する余地があるのではないか」等の意見が出されたこと
- ・県議会においても、再編基準の見直しや今後の高校のあり方などの検討を求める意見が出されたこと

考えられる論点

- ・現行の再編整備計画で示した望ましい学校規模
- ・再編基準に該当した場合の選択肢
- ・現行の再編整備計画との整合性 など

今後の進め方

- ・検討の場の設置を含めて検討

(参考)「再編に関する基準等」 裏面<別紙>のとおり

2 再編に関する基準等について

1 「都市部存立普通校」の基準について

- 募集定員 240 人以上が望ましく、さらに規模の大きさを活かせる募集定員 320 人規模の学校の設置も目指す。
- 規模が縮小し、在籍生徒数が 520 人以下の状態が 2 年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合（新たな高校をつくる）、②募集停止のいずれかの方策をとる。

2 「都市部存立専門校」の基準について

- 募集定員 120 人以上が望ましい。
- 規模が縮小し、在籍生徒数が 280 人以下の状態が 2 年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合（新たな高校をつくる）、②募集停止のいずれかの方策をとる。

3 「中山間地存立校」の基準について

- 募集定員 120 人以上が望ましい。
- 在籍生徒数が 120 人以下の状態、もしくは、在籍生徒数が 160 人以下かつ卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない状態が 2 年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合（新たな高校をつくる）、②地域キャンパス化（分校化）、③「中山間地存立特定校」の指定、④募集停止のいずれかの方策をとる。

4 「中山間地存立特定校」の基準について

- 地域との協働を「中山間地存立校」を適用した学校よりもさらに強化することにより、募集定員 40 人でも単独で高校を存続させる道を探る。
- 次の条件をすべて満たす高校は「中山間地存立校」の基準に該当した場合であっても、その例外として「中山間地存立特定校」としての指定を検討する。
 - (ア) 県境に近い地域で、近隣の高校と著しく離れている。
 - (イ) 教育機会の確保の観点から高校の存続の必要性が高いと判断できる。
 - (ウ) 所在する市町村等、地域からの支援を得ながら、高校を単独で存続する体制を整備できる。

5 「地域キャンパス」及び「中山間地存立特定校」がより小規模になった場合について

- 在籍生徒数が 60 人以下の状態が 2 年連続した場合には、募集停止を検討する。ただし、卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がある場合や、将来、入学者の増加が予測される場合は慎重に扱う。なお、在籍生徒数は、地域キャンパス化から 3 年が経過、もしくは「中山間地存立特定校」の指定から 3 年が経過した時点以降の生徒数とする。

注 1) 再編に関する基準等については、令和 5 年度を初年度として適用する。

注 2) この基準の「在籍生徒数」は、学校基本調査に基づく 5 月 1 日現在の数とする。